

## 地籍調査（国土調査）成果交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 富士河口湖町長

申請地について、当時の調査が平板測量により行われたため、本来の筆界点の座標値は存在しません。法務局の地図情報のコンピュータ化に伴い地図からの読み取り数値を成果としています。上記の内容を十分に理解し、参考資料としてのみ利用することを承諾し、地籍調査成果の交付を申請します。

申請人 (窓口に来た人)	住所				
	氏名	⑩ (土地所有者本人が自筆は押印省略可)	電話		
土地所有者	住所				
	氏名		電話		
使用目的 (該当する目的に $\blacktriangledown$ 記入)	<input type="checkbox"/> 境界の確認 <input type="checkbox"/> 不動産登記 (分筆) <input type="checkbox"/> 境界標の復元 <input type="checkbox"/> 不動産登記 (地積更正) <input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 不動産登記 (所有権移転) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)				
必要とする 土地の所在番地	富士河口湖町				
成果の種類 (該当する種類に $\blacktriangledown$ 記入)	<input type="checkbox"/> 一筆図形 (筆界点座標リスト・図根点座標リストあり) <input type="checkbox"/> 一筆図形 (座標リストなし) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>使用目的以外には使用できません。</li><li>座標値には国土調査法施行令第15条(誤差の限度)に定める誤差を含みます。</li><li>土地所有者確認のため、要約書等が必要な場合があります。</li><li><u>成果を再複製し外部に提供することはできません。</u></li></ul>				

事務 処理 欄	受付	調査区	備考	確認印		
	年 月 日		手数料 円	課長	課員	担当者